

# 常時介護を必要とする方の在宅就業中の支援の在り方について

## 現状

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、一定程度以上の重度障害者については「個別給付（義務的経費）」による重度訪問介護サービスを提供（マンツーマンでの対応）。  
**<サービス内容>**  
居宅等における入浴・排せつ及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、その他生活全般にわたる援助のほか外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。）時における移動中の介護。
- 障害者雇用促進法に基づく納付金関係業務として、雇用管理のために必要な職場介助者や通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱等を行う事業主に対して助成金を支給。
- 障害者雇用促進法改正案に対する衆・参の厚生労働委員会での附帯決議において、「通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること」とされている。

## 厚生労働省における今後の検討

- 7月9日、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進に係る諸課題について総合的に検討するため、大臣を本部長とする「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」の下に、「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」を設置（主査：厚生労働審議官）。
- 常時介護を必要とする方の在宅就業中の支援の在り方についても、プロジェクトチームにおける重要な検討項目の一つとして、対応策を検討中。

## 検討の射程

- 常時介護を必要とする障害者の就業に当たっては、在宅就業中の介助に対する支援が必要となる。このほか、オフィスでの介助、通勤中の支援なども想定される。
- これらの支援について、
  - ・重度訪問介護などの障害福祉サービスで対応するか
  - ・障害者を雇用する企業において対応するか（※）等について、考え方を整理する必要がある。

※ 雇用されている障害者については、障害者雇用促進法において、企業は、過重な負担にならない範囲で、その能力の有効な発揮に支障となっている事情を改善するために必要な措置を講ずることとされている。

【重度訪問介護などの障害福祉サービスで対応する場合】

- 企業の利益等に結びつく経済活動に関する支援を障害福祉サービスというほぼ全額公費（税）で負担するべきかどうか。企業の責務・責任との関係をどう考えるか。
  - ※ 障害福祉サービスについては、利用者負担が過大なものとならないよう負担限度額（市町村民税課税世帯（所得割16万円以上）の負担上限額：37,200円）が設定されているが（利用者の約8割は自己負担ゼロ（住民税非課税世帯））、収入を伴う経済活動に関する支援を行う場合、利用者負担の水準として適切かという議論が起きる可能性がある。
  - ※ 一方で、いかに就業時間中であっても、単に食事、トイレの介助のみといった生活支援を企業の負担と整理することができるかどうかについても議論がある。
- 関連する他の場面への影響等をどう考えるか。
  - ・ 在宅ではなく、オフィスでの介助
  - ・ 通勤に関する移動支援
  - ・ 出張・営業活動に関する支援
  - ・ 通学に関する移動支援
  - ・ 自営など雇用関係にない者への支援
- 財政影響をどのように見込むか。

【障害者を雇用する企業において対応する場合】

- 障害者雇用に伴う経済的負担が過重と感じて、かえって雇用が進まないこととなるおそれがあることについて、どう考えるか。
- 現行の制度においては、事業主から徴収した納付金を財源にして障害者を雇用する事業主に対して助成金を支給。これは、事業主の一時的な経済的負担の軽減や雇用の促進・継続を図ることを目的とするもの。この助成金の拡充についてどう考えるか。

## 2040年を展望した社会保障・働き方改革の検討について

### 趣旨

- 2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業も増加。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、①多様な就労・社会参加の環境整備や②健康寿命の延伸を進めるとともに、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上を図りつつ、④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めることが必要。
- このため、「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」を設置するとともに、部局横断的な政策課題について、従来の所掌にとらわれることなく取り組むためプロジェクトチームを設けて検討する。

### 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部

本部長：厚生労働大臣

本部長代理：厚生労働副大臣  
厚生労働大臣政務官

事務局長：政策統括官（総合政策担当）

本部員：  
厚生労働事務次官、厚生労働審議官、  
医務技監、その他部局長



### 横断的課題に関するプロジェクトチーム

#### ①健康寿命延伸PT（疾病予防・介護予防に関する施策等）

主査：奈尾審議官（健康局） 副主査：八神審議官（保険局）、大坪審議官、江崎統括調整官

#### ②疾病・介護予防、健康づくり実証事業推進PT（予防・健康づくりの実証事業）

主査：奈尾審議官（健康局） 主査代理：山下医療介護連携政策課長  
副主査：佐々木厚生科学課長、田口歯科保健課長、神ノ田健康課長、江浪がん・疾病対策課長、岡野認知症施策推進室長、眞鍋老人保健課長、熊木国民健康保険課長、朝川参事官

#### ③医療・福祉サービス改革PT（ロボット、AI、ICTの実用化等）

主査：諏訪園審議官（老健局） 副主査：迫井審議官（医政局）、江崎統括調整官

#### ④高齢者雇用PT（高齢者の雇用就業機会の確保等）

主査：達谷高齢・障害者雇用開発審議官 副主査：岸本審議官（職業安定局）、井内審議官（人材開発統括官）

#### ⑤就職氷河期世代活躍支援PT（就職氷河期世代の活躍支援）

主査：土屋厚生労働審議官  
副主査：井内審議官（人材開発統括官）、小林職業安定局長、藤澤雇用環境・均等局長、谷内社会・援護局長、定塚人材開発統括官、伊原政策統括官、山田審議官（統計・総合政策・政策評価担当）

#### ⑥障害者雇用・福祉連携強化PT（雇用施策と福祉施策の連携等）

主査：土屋厚生労働審議官 副主査：達谷高齢・障害者雇用開発審議官、橋本障害保健福祉部長

#### ⑦地域共生PT（縦割りを超えた地域における包括的な支援体制の整備等）

主査：中村審議官（政策統括官（総合政策担当））  
副主査：辺見審議官（社会・援護局）、依田審議官（子ども家庭局）、橋本障害保健福祉部長、諏訪園審議官（老健局）

#### ⑧賃金底上げPT（最低賃金を含む賃金引き上げをしやすい環境の整備等）

主査：土屋厚生労働審議官  
副主査：吉永審議官（労働基準局）、吉田医政局長、浅沼生活衛生・食品安全審議官、坂口労働基準局長、小林職業安定局長、藤澤雇用環境・均等局長、渡辺子ども家庭局長、谷内社会・援護局長、橋本障害保健福祉部長、大島老健局長、濱谷保険局長、高橋年金局長、定塚人材開発統括官、伊原政策統括官

※プロジェクトチームにおける検討を基に改革案を審議

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（令和元年五月十日衆議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十 労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（令和元年六月六日参議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十三、労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、現状の把握を行うとともに、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること。

# 重度訪問介護の概要

## ○ 概要

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、一定程度以上の重度障害者については、市町村で支給決定し、「個別給付(義務的経費)」によるサービスを提供(マンツーマンでの対応)。  
※ 公費負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 重度訪問介護では、職業の種類を問わず、通勤、就労に対する介助は給付対象外としている。

## ○ 対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
  - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
    - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
    - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

※障害支援区分…障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。支援の度合が高い方から区分6~1、非該当で定められている。

※行動関連項目…「コミュニケーション」「説明の理解」「大声・奇声を出す」「異食行動」「多動・行動停止」「不安定な行動」「自らを傷つける行為」等の12項目

## ○ サービス内容

- 居宅等における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
  - 調理、洗濯及び掃除等の家事
  - その他生活全般にわたる援助
  - 外出時における移動中の介護



- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。
- ※ 居宅等の「等」は、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院。
- ※ 外出については、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

## ○報酬単価

■ 基本報酬
184単位(1時間未満)～730単位(4時間未満) 4時間以降、30分を増す毎に85単位程度加算
■ 主な加算
<u>夜間早朝加算(25%加算)</u> → 夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)にサービス提供を行った場合の加算
<u>深夜加算(50%加算)</u> → 深夜(午後10時から午前6時まで)にサービス提供を行った場合の加算
<u>区分6の者に提供したときの加算(8.5%加算)</u> → 障害支援区分6の者にサービス提供を行った時の加算

○利用者数 11,253人 (平成31年3月実績)

○事業所数 7,474事業所 (平成31年3月実績)

(データ出典:国保連データ)

## (参考) 参照条文

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

#### 第5条

3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として厚生労働省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

#### 第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行ふ者

（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額

### ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（抄）

第一条の四の二 法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所は、重度訪問介護を受ける障害者が入院又は入所をしている医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院とする。

### ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示523号）（抄）

#### 別表

##### 介護給付費等単位数表

###### 第2 重度訪問介護

###### 1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下同じ。）時における移動中の介護を行つた場合

# 雇用関係助成金(障害者雇用納付金制度に基づくもの)

## 障害者が作業を容易に行えるような施設の設置・整備を行った場合の助成措置

### ○ 障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に支給(障害者1人につき上限450万円(作業施設の設置)等)

### ○ 障害者福祉施設設置等助成金

障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の整備を行う事業主に支給(障害者1人につき上限225万円)

### ○ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備を行う場合に、費用の一部を助成(上限額5000万円)

## 障害者を介助する者等を配置した場合の助成措置

### ○ 障害者介助等助成金

障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者等の配置・委嘱を行う事業主に支給  
(例:手話通訳担当者を委嘱した場合には、委嘱1回当たりの費用の3/4)

## 通勤の配慮を行った場合の助成措置

### ○ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主等に支給  
(例:駐車場を賃借した場合には、障害者1人につき月上限5万円 等)

## ※ 障害者雇用納付金制度による助成金について

- ・ 納付金の平成30年度の収入は285億円であり、これを財源として調整金及び報奨金に243億円(8割以上)が充てられており、助成金に充てるべき財源はわずかである。
- ・ 納付金制度による助成金は、障害者を雇用する事業主に対して助成・援助を行うことにより、障害者の雇用促進を図ることを目的としており、障害者への「個別給付」を行うことはできない。
- ・ 納付金制度による助成金については、現状においても、障害者が業務を遂行するために必要な職場介助者を配置又は委嘱する事業主に対して支給されるものがあるが助成金制度である以上、支給上限や支給期間が設けられていることに留意することが必要。
- ・ なお、職場介助者等の人的支援については、衆議院及び参議院の附帯決議も踏まえ、障害者雇用納付金に基づく助成金の趣旨や、助成金の実績・効果なども勘案し、必要な対応を検討。